

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

平成31年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置等について、対象となる自動車及び軽自動車の細目を定める。
- (2) 都道府県に対して譲与する地方揮発油譲与税の譲与基準に用いる自家用の乗用車の台数について、前年の4月1日現在の台数を用いることとする。

3 施行期日

原則として平成31年10月1日から施行する。